

# 入札説明書

令和6年度一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断（石綿）業務委託に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和33年大蔵省令第52号）、その他関係法令及び群馬労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 塩月 英治

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和6年度一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断（石綿）業務委託

### (2) 委託内容等

別添『仕様書』による。

### (3) 契約履行期限等

別添『仕様書』による。

### (4) 契約履行場所

別添『仕様書』による。

### (5) 入札方法及び落札者の決定方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、本入札案件は会計法第29条の6に則り、低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査基準を下回る入札が行われた場合には低入札価格調査を実施する。その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最も低価格の者を落札者とする。

① 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとする。

なお、入札金額の内訳を、『入札書』と併せて提出すること。提出方法は、下記7及び群馬労働局入札心得を参照すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

### (7) その他の事項

本案件は電子調達システムにより執り行う。

但し、特段の事情がある者は、書面（別添『紙入札理由書』参照）を作成し、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、書面による入札書の提出（以下、「紙入札」という。）を行うことができる。

### (8) 入札執行回数

2回を限度とする。

## 3 競争参加資格

(1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。

(4) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したものでない者。

(5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している者であること、又は法定障害者雇用数に満たない場合は、障害者雇用に向けた取り組みを行っていること。  
(常用労働者数が43.5人未満の事業主について、本要件は適用しない。)
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者であること。(常時雇用する労働者が101人未満の事業主には本要件は適用しない)
- (8) 健診車を確保できること。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC 27001又は日本工業規格JISQ 27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ 15001)」のうち、いずれかを取得していること。
- (11) 過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

4 入札者の義務等

本入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 担当部局

〒 371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
 群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：尾藤  
 TEL：027-896-4732  
 FAX：027-896-2080

6 競争参加資格の確認及び提出物について

本入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期間内に提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和5年12月22日(金)から令和6年1月23日(火) までの土・日曜、祝日及び公  
 休日を除く 午前8時30分から午後5時15分 まで。  
 但し、令和5年1月23日(火) のみ、正午12時00分 までとする。

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申込書</li> <li>・一般競争参加資格審査結果通知書(写し)</li> <li>・誓約書</li> <li>・代表、すべての役員が確認できる書類 ※登記簿、独自作成の役員名簿など</li> <li>・自己申告書</li> <li>・保険料納付に係る申立書及び保険料納付状況のわかる書類の写し</li> <li>・法定雇用障害者数を雇用している事が確認できる書類、又は法定障害者雇用数に満たない場合は、障害者雇用に向けた取り組みを行っていることが分かる書類(常用労働者数が43.5人未満の事業主は除く。)</li> <li>・上記3(7)に係る一般事業主行動計画策定・変更届の写し (常時雇用する労働者数が101人未満の事業主は除く。)</li> <li>・「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC 27001又は日本工業規格JISQ 27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ 15001)」のうち、いずれかの写し</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状(電子・紙入札業者共通)</li> <li>※該当者のみ(「入札心得」を参照)</li> </ul>	<p>持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。</p>

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申込書</li> <li>・一般競争参加資格審査結果通知書（写し）</li> <li>・誓約書</li> <li>・代表、すべての役員が確認できる書類 ※登記簿、独自作成の役員名簿など</li> <li>・自己申告書</li> <li>・保険料納付に係る申立書及び保険料納付状況のわかる書類の写し</li> <li>・法定雇用障害者数を雇用している事が確認できる書類、又は法定障害者雇用数に満たない場合は、障害者雇用に向けた取り組みを行っていることが分かる書類（常用労働者数が43.5人未満の事業主は除く。）</li> <li>・上記3（7）に係る一般事業主行動計画策定・変更届の写し （常時雇用する労働者数が101人未満の事業主は除く。）</li> <li>・紙入札方式による入札参加理由書</li> <li>・「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格ISO/IEC 27001又は日本工業規格JISQ 27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ 15001）」のうち、いずれかの写し</li>   <li>・委任状（電子・紙入札業者共通） ※該当者のみ（「入札心得」を参照）</li> </ul>	<p>持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 電話、FAX、電報、電子メール及びその他の方法による提出は無効とする。</p>

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。必要事項の記載漏れが認められるものは無効とする。

なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

(5) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の有無の確認は、審査資料の提出日をもって行うものとし、その結果は『競争参加資格確認通知書』により、令和6年1月26日（金）までに通知する。入札書等はこのときに交付する。

7 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ、入札は無効とする。

(1) 提出期限

- ① 電子調達システムによる場合（第1回入札）  
令和6年1月31日（水） 午後 12時50分
- ② 紙入札による場合（第1回入札）  
令和6年1月31日（水） 午後 1時00分
- ③ 電子調達システムによる場合（第1回入札が不落の場合の第2回入札）  
令和6年1月31日（水） 午後 1時50分
- ④ 紙入札による場合（第1回入札が不落の場合の第2回入札）  
令和6年1月31日（水） 午後 2時00分

(2) 提出場所

- ① 電子調達システムによる場合  
上記5に同じ。
- ② 紙入札による場合  
上記5に同じで、9階 総務部総務課

(3) 提出書類及び方法

- ① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
------	------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書</li> <li>※ 書面ではなく、電子調達システム上に金額を入力すること。</li> <li>・入札金額内訳書</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化した『入札金額内訳書』を貼付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。</p>
---	---

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書</li> <li>・入札金額内訳書</li> </ul>	<p>持参により提出すること。  *特段の事情があると認められる場合には、郵送（電話・FAX・電報・メールは無効）での提出を認める。</p>

※ 紙入札の場合、入札書及び入札金額内訳書は第1回目と第2回目をそれぞれの封筒に入れ、継ぎ目に封印をし、その封皮には宛名（支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様）、「第1回目」または「第2回目」の表示及び入札件名を記載すること。

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

9 開札日時

(1) 第1回入札

令和6年1月31日（水）      午後 1時00分

(2) 第2回入札

令和6年1月31日（水）      午後 2時00分

10 入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

(1) 質問方法

原則として書面（任意様式）により行うこととする（メール可）。

なお、簡易な質問については、電話によることも可能とする。

(2) 期限

令和6年1月19日（金）      午前10時00分      までとする。

(3) 回答

令和6年1月19日（金）      午後 5時15分      までに質問に対する回答を行う。

なお、重要な質問については、入札説明書を交付した全ての業者に対して電子メール等により質問内容及び回答を通知する。

(4) 問い合わせ先

群馬労働局総務部総務課会計第一係      担当：尾藤

TEL：027-896-4732      FAX：027-896-2080

11 代金の支払いについて

(1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

(2) 『請求書』の宛名は「支出官 群馬労働局長」とし、余白に振込先となる金融機関名等を表示すること。

(3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

(4) 請求書の提出は、契約内容を全て履行した後、遅滞なく行うこと。

12 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

・ヘルプデスク

0570-014-889

・ホームページ

<https://www.geps.go.jp/faq/all>

### 13 各種提出書類の押印の省略にかかる留意事項

今般の入札において、契約書を除くすべての提出書類（契約関係書類）について、押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であること。

なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場合がある。

### 14 その他

（１）本入札で知り得た事項は守秘義務を厳守とし、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

（２）入札者は、入札後、入札説明書等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

（３）落札結果について、報道機関から照会があった場合、落札業者名及び落札金額を回答する。

（４）入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する庁施策推進・連絡会議決定）を踏行動計画の実施に係る関係府省まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

# 群馬労働局入札心得

## 1 趣旨

群馬労働局の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

## 2 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書(案)、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2)入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

## 4 入札方式

入札説明書において「電子調達システムにより執り行う」と指定されている入札は、同システムの定めるところによるものとする。

但し、同システムによりがたい者は、書面にて支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札(書面による入札)方式にて入札に参加することができる。

## 5 書類の提出

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類(一般競争参加資格審査結果通知書の写し等)を各提出期限までに提出しなければならない。

## 6 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の提出

### (1)電子調達システムの場合

入札説明書に示す提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。通信状況によっては提出期限内に電子調達システムに入札書等が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。


## (2) 紙入札方式の場合

入札説明書に示す提出場所に提出期限内に持参により提出すること。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、必ず入札書に入札内訳書を添付すること。添付されていない場合は無効とする。

入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、継ぎ目には封印をし、かつその封皮には宛て名(支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様)及び入札件名を記載すること。

特別の事情があると認められる場合には、郵送による提出を認めるが、可能な限り開札日前日までに提出を完了すること。

表面	支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様 入札件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 事業所名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○	入札書在中
裏面		

## 8 入札等に係る委任

(1) 代理人により入札書の提出や開札の立ち合い等を行う場合は、別添「委任状(電子・紙入札業者共通)」(以「委任状」という。)のとおり所定の様式を用い、提出をしなければならない。

また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

(2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を提出しなければならない。

(3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵便(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を再度提出しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

## 9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③ 電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による電子入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算間違いがある入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について、他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札

⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪ その他、入札に関する条件に違反した入札

⑫ 紙入札方式において必要事項の記入漏れが認められる入札

## 10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

## 11 開札の方法

- ①開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。但し、入札者又は代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。
- ②電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、当日中に再度の入札を行うものとする。

## 12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。

## 13 落札決定の取り消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

## 14 契約書の作成及び提出等

### (1) 契約書の作成の要否

別添の契約書(案)を基に作成するものとする。

### (2) 契約書の提出

落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)し、遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。

## 15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

## 16 結果(契約状況)の公表

- (1)電子調達システム対応の案件については、入札結果を同システムに定める手続きに従い公表することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。
- (2)開札結果については、全応札業者に対して、件名・入札結果・落札業者名・落札金額(税抜き)・応札業者数等を電子メールにて通知することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。
- (3)一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額(落札金額)等を群馬労働局ホームページ上に公表する。



開札日時 第1回  
令和6年1月31日(水)  
午後 1時00分

## 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和6年度 一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿)業務委託

2 入札金額 金 総額 円

- ※ 詳細については、内訳書のとおり。
- ※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

入札額が同額の場合にはくじ引きで落札者を決定しますので、任意の3桁の数字を記載してください(紙入札者のみ)

(注意事項)

- 1 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 2 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 3 入札書は漏れなく記載すること。

開札日時 第2回  
令和6年1月31日(水)  
午後 2時00分

## 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 入札件名 | 令和6年度 一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿)業務委託 |
| 2 入札金額 | 金 総額 円  |

※ 詳細については、内訳書のとおり。

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(注意事項)

- 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 入札書は漏れなく記載すること。

# 入札参加申込書

下記の案件について、競争入札に参加したく、申し込み致します。

## 1 件名

令和6年度 一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断（石綿）業務委託

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1)令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級  
「 役務の提供等 」 ( ) 等級
- (2)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3)厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。 はい ・ いいえ
- (4)資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
- (5)社会保険等に参加し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。 はい ・ いいえ
- (6)障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している。 はい ・ いいえ  
又は、法定雇用障害者数に満たない場合は、障害者雇用に向けた取り組みを行っている。 労働者43.5人未満  
※常用労働者数が43.5人未満の事業主については、右を○で囲むこと
- (7)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者であること。(常時雇用する労働者が101人未満の事業主については、右を○で囲むこと) はい ・ いいえ 労働者101人未満
- (8)健診車を確保できる。 はい ・ いいえ
- (9)過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない。 はい ・ いいえ
- (10)「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC 27001又は日本工業規格JISQ 27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ 15001)」のうち、いずれかを取得している。 はい ・ いいえ
- (11)過去に同等規模以上の類似業務の実績を有している。 はい ・ いいえ

## 3 入札参加業者情報

1 事業所名	
2 郵便番号・所在地	〒
3 代表者氏名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者所属名称	
8 担当者名	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、漏れなく記載すること。

※ 本申込書の提出方法については入札説明書等に示されているとおりにすること。

※ 必ず一般競争参加資格審査結果通知書（写）を添えること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人氏名

## 紙 入 札 理 由 書

下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

### 1 入札件名

令和6年度 一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断  
(石綿)業務委託

### 2 電子調達システムでの参加ができない理由

---

---

---

---

---

---

---

# 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

(住 所)

\_\_\_\_\_

(名 称)

\_\_\_\_\_

(代表者又は代理人氏名)

\_\_\_\_\_

労働保険番号…下記に労働保険番号を記載

□	□	-	□	-	□	□	-	□	□	□	□	□	□	-	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保険料納付状況のわかる書類の例（直近2年間分）

- ・社会保険料及び労働保険料の領収書の写し
- ・年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書（厚生労働省年金局事業管理課長の証明）等

※上記に労働保険番号を記載する場合は、労働保険料納付に係る書類は不要。その場合でも、社会保険料納付に係る書類は必要だが、今年度に群馬労働局が執行した入札に参加している場合は、当該入札申込時以降に納付したもので可とする。

# 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名が明らかとなる資料を添付すること。  
(登記簿のコピー、独自作成の役員名簿など、生年月日があれば尚可)

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

## 委任状（電子・紙入札業者共通）

受任者

所在地  
商号又は名称  
受任者氏名

私は上記の者を代理人と定め、令和6年度一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断（石綿）業務委託の入札案件について、下記事項の権限を委任します。

委任事項

- 入札書の作成、入札金額の見積および入札書の提出に関する事
- 入札参加申込ほか入札に係る諸願届出に関する事
- 見積書の作成・提出に関する事
- 契約締結に関する事項について
- 契約代金の請求及び領収に関する事項について
- 保証金及び保証物の納付・還付・請求及び領収について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名



# 仕 様 書

## 1 実施目的

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第20条及び第21条に基づき、群馬労働局及び各労働基準監督署・各公共職業安定所所属の職員・非常勤職員の内、同局の指定する者に対し、定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿)の業務を実施するもの。

## 2 実施主体

群馬労働局

## 3 実施内容

### (1) 業務の実施体制

受託者は、業務の開始前に、作業スケジュールを明らかにした「作業計画書」を作成し、群馬労働局総務部総務課総務係(以下「総務係」という)に提出した上で、以下の手順により、作業を実施すること。なお、総務係に提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

また、本件業務の実施に当たっては、個人情報の管理を含む責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で総務係に提出すること。

### (2) 作業場所等

本業務の作業場所等については、以下の要件を満たすことがわかる資料を上記(1)の作業計画書に添付すること。

- ① 作業場所及び作業に必要となる設備・機器、備品及び消耗品等は受託者の責任において用意すること。
- ② 作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。
- ③ 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため、入退室管理等の対策を講じられていること。
- ④ 資料を保管する鍵付きの棚を用意すること。
- ⑤ 本件業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策が講じられていること。

### (3) 実施時期

契約締結日から令和7年2月28日までの間とする。

なお、群馬労働局の指定する実施場所における定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿・1回目)は、令和6年8月30日までの土日祝日を除く期間に実施することとし、令和6年8月1日から令和6年8月30日までを予備期間とする。

特別定期健康診断(石綿・2回目)においては上記健診終了の概ね6か月後から令和7年1月31日までの土日祝日を除く期間に実施することとする。

### (4) 実施場所

群馬労働局の指定する各会場(群馬労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所を予定)の会議室等とし、健診車で検査を行う場合は、各会場の駐車場内で行うこととする。

やむを得ない事情で各会場の施設・敷地内において実施場所の確保が困難な場合や、敷地内に健診車の駐車が困難である場合には、総務係と協議の上、極力近辺の場所に会場又は駐車場所を決定することとする。その際の諸手続きは受託者が行い、発生する諸費用は受託者が負担することとする。

#### (5) 実施方法

- ① 健診実施前に、必要となる個人票等を各所属に直接送付すること。
- ② 群馬労働局の指定する各会場（群馬労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所の施設・敷地内を予定）を健診車で巡回し実施する。
- ③ 実施日については、事前に総務係と協議の上決定すること。
- ④ 各実施場所の会場設営、受付、撤収は、受託者が行うこと。
- ⑤ 各種検査に必要な機材は、受託者が準備すること。
- ⑥ 健診実施場所ごとの受診者数は別紙2「令和6年度定期健康診断実施日程」のとおり予定している。

実施にあたっては、別紙3「群馬労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所 住所・担当者一覧表」の各担当者と受託者の間で事前に健診車の駐車位置、検査会場、開始・終了時刻、業務との関連における留意事項、その他必要事項について協議を行うこと。

- ⑦ 健診車にて心電図及び胸部エックス線検査を行う際、健診車内に男性受診者と女性受診者が同時に入ることの無いよう、細心の注意に努めること。
- ⑧ 胸部X線写真及び胃部X線写真の読影については、専門医が行うこと。

#### (6) 実施内容・受診予定人員

別紙1「令和6年度 各種健康診断受診予定者数一覧」により指定する検査項目を、各受診予定者別に実施する。

### 4 進捗管理等

#### (1) 進捗の報告

作業の進捗状況について、定期的に総務係あて書面等で報告するとともに、総務係の求めに応じて、群馬労働局総務部総務課において打ち合わせを行うこと。

#### (2) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい等の問題が生じた際は、速やかに以下連絡先あて問題の内容について報告すること。

群馬労働局総務部総務課 総務係  
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
Tel 027-896-4732

### 5 他の実施場所等での健診について

受診予定者の健診実施場所は原則として別紙2の対象の所属に対応する実施場所とするが、健診実施日に都合によりその場所で受診できない職員及び非常勤職員については、他の実施場所等でも受診できるものとし、その場合の連絡方法については、総務係と受託者の間で協議すること。

### 6 成果物の納入について

#### (1) 検査結果報告の時期

検査実施後、速やかに受診者・各所属へ下記(2)の方法により結果を報告することとし、全検査実施の後、その結果を総務係へ報告すること。

## (2) 報告の方法

### ① 各受診者への報告方法

個人成績書等の書面により報告すること。書面の送付先は各受診者の所属の所在地あてとすること。

検査結果には、健診機関名、医師名のほか、検査内容ごとに検査成績と標準値を併記して総合判定を記載することにより、結果を容易に把握できる内容とすること。

総合判定については、検査内容ごとに異常の有無や病名等を記載し、異常があった場合は「要再検査」「要精密検査」「要治療」「治療中」等の表示またはこれに代わる記号を付すこと。

検査結果表の書面は、封筒に入れる等の方法により、第三者の目に触れないようプライバシーに十分配慮したものとすること。

### ② 実施主体への報告方法

各検査実施後、受診者数・検査項目毎の実施件数及び検査結果について、受診結果一覧表を作成し、書面及び電子媒体（Microsoft Excelで表示できる形式）により総務係へ直接持参又は追跡可能な方法での郵送手段をもって報告すること。

受診結果一覧表については、受診結果個人票と同様に検査結果ごとに検査成績と標準値を併記し、「要再検査」等の判定を記載した様式とすること。

上記に加え、40歳以上の受診者に係る特定健康診査項目の検査結果については、「職員・非常勤職員別」に健診データを電子的標準様式（Extensible Markup Language(XML)形式）により作成し、上記報告と併せて総務係へ提出すること。

## (3) 成果物の検査

委託者が定める検査職員が上記(2)の成果物の検査を行った結果、全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該成果物を引き取り、必要な修復を行った後、委託者が指定した日時までに、修正が反映された成果物を納品すること。

## (4) 成果物が契約の内容に適合しない場合の措置

① 委託者は、上記(3)の納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受託者に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、受託者はこれに応じなければならない。なお、委託者は、受託者に対して下記イを請求する場合において、事前に相当の期間を定めて下記アの履行を催告することを要しないものとする。

ア 委託者の選択に従い、委託者の指定した期間内に、受託者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

イ 直ちに代金の減額を行うこと

② 委託者は、前項の通知をした場合は、前項ア及びイに加え、受託者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

③ 受託者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記①の通知期間を経過した後においてもなお②を適用するものとする。

## 7 契約方法

次の検査項目につき、それぞれ単価契約を締結する。

なお、上記3(6)の受診予定者数はあくまでも予定であるため、実際の受診者数に増減があっても各検査項目の単価は同一とすること。

### (1) 一般定期健康診断

- ・ 既往歴及び業務歴の調査（服薬・喫煙に係る調査を含む）
- ・ 身長・体重・視力・腹囲及び聴力検査並びに肥満度（BMI）測定
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、理学的検査（医師による身体診察）
- ・ 胸部エックス線（デジタル撮影※結核及び肺がん等検査の読影をすること）
- ・ 血圧の測定
- ・ 血糖検査（空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c）
- ・ 尿検査（糖・蛋白・潜血）
- ・ 心電図検査
- ・ 血中脂質検査（・HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪）
- ・ 貧血検査（ヘマクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）、白血球検査、血小板検査
- ・ 肝機能検査（GOT（AST）・GPT（ALT）・ $\gamma$ -GTP、ALP）
- ・ 便潜血検査（反応免疫2回法）
- ・ 喀痰細胞診
- ・ 胃部エックス線検査（デジタル撮影）
- ・ 血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）、尿酸検査

### (2) 情報機器検診

- ・ 業務歴及び既往歴の調査
- ・ 自覚症状の有無の調査(問診)  
※自覚症状：眼疲労を主とする視器に関する症状、上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状
- ・ 眼科学的検査（遠見視力の調査、近見視力の検査、屈折検査、調整機能検査）
- ・ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査）

### (3) 風しん抗体検査

- ・ HI法またはEIA法による検査

### (4) 特別定期健康診断（石綿）

- ・ 問診
- ・ 胸部エックス線（デジタル撮影）

※ 受診対象者については、(1)の検査項目の内、「胸部エックス線検査（デジタル撮影）」を省略するものとする。

## 8 個人情報について

(1) 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の職員が識別され、又は識別され得るものをいう）の保護の重要性を認識し、本件業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように適切に取り扱うこと。

(2) 受託者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報をほかに漏らしては

ならないこと。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 受託者は、本件業務のために個人情報収集するときは、業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (4) 受託者は、本件業務に関して知ることが出来た個人情報は、漏洩等することのないように、適正な管理のための必要な措置を講じること。また、本件業務に従事している者に対して、業務で知り得た個人情報は、在職中はもちろん退職後も他に漏洩することのないように必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者は、指示がある場合を除き、本件業務に関して知ることのできた個人情報を健康診断以外の目的で利用し、第三者に提供してはならないこと。  
また、本件業務以外の目的に使用することのないように、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (6) 本件業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は総務係から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別添様式1「令和5年度一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿)業務に係るデータ等の利用後の廃棄について」を総務係に提出すること。

## 9 立入調査の実施

本業務の履行状況を監督するため、群馬労働局が指定する担当者が、履行開始時(契約後約1月以内)に受注業者のデータ保管場所の立入調査を行うこととする。  
ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

## 10 通報窓口の設置

受託者による契約条項違反を防止するため、受託者の社員から直接厚生労働省(大臣官房会計課監査指導室)に書面、メール等による通報を受け付ける「契約に関する通報窓口」について、本事業に従事する職員に事業開始までにあらかじめ周知すること。また周知した旨、別添様式2「通報窓口の周知完了報告書」により総務係に報告すること。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

### (1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

### (2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室  
03-3595-2121

### (3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

## 11 留意事項について

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度総務係と協議すること。
- (2) 本件業務委託について、本仕様書または契約事項に明示されていない事項で

あっても、業務委託の性質上当然必要なものは、総務係の指示に従い受託者の負担で行うこと。

- (3) 受託者は、健康診断を実施する際は、安全に配慮するように努めること。万が一職員を負傷（針刺し等）させたときは、直ちに総務係に負傷させた状況等を報告すること。

また、受託者の職員等に対しても、十分な安全対策を講じておくこと。

- (4) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、廃棄物の適正な処理等に努めることとし、総務係から廃棄物の処理状況等に関する報告を求められた場合は速やかに報告すること。

## 12 代金の請求及び支払方法

- (1) 当方の検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書のあて名は「支出官 群馬労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 請求書については、総務係が指定した検査項目に分けて請求すること。
- (4) 代金の請求は、契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこと。
- (5) 当方の支払は、適法な請求書を受領後、30日以内に指定の金融機関へ振込むこととする。

## 13 再委託について

- (1) 受注者は、委託業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 受注者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再受託者を約定しなければならない。

## 14 担当者

- (1) 契約関係について  
群馬労働局総務部総務課 会計第一係  
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
TEL 027-896-4732
- (2) 健診等実施内容について  
群馬労働局総務部総務課 総務係  
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
TEL 027-896-4732

## 令和6年度 各種健康診断受診予定者数一覧

検診内容	35歳未満	35歳	36歳以上 40歳未満	40歳以上	合計
------	-------	-----	----------------	-------	----

## ◇一般定期健康診断

既往歴及び業務歴の調査 (服薬・喫煙に係る質問票を含む)	135	7	24	340	506
自覚症状及び他覚症状の有無の検査、理学的検査	135	7	24	340	506
身長、体重、視力、腹囲及び聴力の検査並びに肥満度 (BMI) の測定	135	7	24	340	506
胸部エックス線検査 (デジタル撮影)	135	7	24	340	506
血圧の測定	135	7	24	340	506
尿検査 (糖・蛋白・潜血)	135	7	24	340	506
尿酸検査 (UA)	135	7	24	340	506
血中脂質検査	135	7	24	340	506
血清クレアチニン検査 (eGFR)	135	7	24	340	506
血糖検査		7		340	347
貧血検査		7		340	347
肝機能検査 (GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP・ALP)		7		340	347
心電図検査		7		340	347
胃の検査				117	117
便潜血反応検査				309	309
喀痰細胞診				224	224

## ◇情報機器健診

情報機器健診	37	1	1	16	55
--------	----	---	---	----	----

## ◇風しん抗体検査

一般定期健康診断の受診者である者	14	3	5	90	112
風しん抗体検査のみを行う者	0	0	0	2	2

## ◇特別定期健康診断

石綿	10	1	2	16	29
----	----	---	---	----	----

## 令和6年度 定期健康診断実施日程

実施場所	対象の所属		検診日程				検診項目別受診予定数				
	所属①	所属②	実施日	受付開始	受付終了	健診終了	定期健診	VDT 検診	胃検診	風しん 抗体検査	石綿健診
群馬労働局 (大渡庁舎)	群馬労働局	前橋監督署					170	20	35	32	8
群馬労働局 (大渡庁舎)	2回目の石綿検診 全対象者										29
高崎監督署	高崎監督署	高崎安定所					57	5	8	20	4
太田監督署	太田監督署	太田安定所					67	10	11	14	3
沼田監督署	沼田監督署	沼田安定所					17	1	4	0	0
中之条監督署	中之条監督署	中之条出張所					13	1	5	0	1
前橋安定所	前橋安定所						49	1	13	8	0
桐生安定所	桐生監督署	桐生安定所					24	5	8	2	1
伊勢崎安定所	伊勢崎安定所	伊勢崎分庁舎					37	0	9	3	0
館林安定所	館林安定所						28	3	15	16	0
富岡安定所	富岡安定所	安中出張所					8	1	3	2	0
藤岡安定所	藤岡監督署	藤岡安定所					24	3	5	16	1
渋川安定所	渋川安定所						12	5	1	0	1
合計							506	55	117	113	48



## 群馬労働局・各労働基準監督署・各公共職業安定所 住所・担当者一覧表

労働局担当部署名	住所	電話番号	FAX	担当者
群馬労働局 総務部 総務課	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 9階	027(896)4732	027(896)2080	総務係
労働基準監督署名	住所	電話番号	FAX	現地担当者
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎3階	027(322)6025	027(323)3173	業務課長
前橋労働基準監督署	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階	027(896)3019	027(896)3055	業務課長
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517	0270(25)3363	0270(21)3983	第二方面主任監督官
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎1階	0277(44)3523	0277(44)1331	監督・安衛課長
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1	0276(45)9921	0276(45)5573	副署長
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4	0278(23)0323	0278(23)4297	監督・安衛課長
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10	0274(22)1418	0274(24)5492	監督・安衛課長
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条町664-1	0279(75)3034	0279(75)2073	監督・安衛課長
公共職業安定所名	住所	電話番号	FAX	現地担当者
前橋公共職業安定所	前橋市天川大島町130-1	027(290)2111	027(290)2528	庶務課長
高崎公共職業安定所	高崎市北双葉町5-17	027(327)8609	027(323)8119	庶務課長
高崎公共職業安定所安中出張所	安中市安中1-1-26	027(382)8609	027(382)4141	統括職業指導官
桐生公共職業安定所	桐生市錦町2-11-14	0277(22)8609	0277(22)5014	管理課長
伊勢崎公共職業安定所	伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎1階	0270(23)8609	0270(23)3697	管理課長
太田公共職業安定所	太田市飯田町893	0276(46)8609	0276(48)0096	管理課長
館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276(75)8609	0276(72)4367	管理課長
沼田公共職業安定所	沼田市下之町888 テラス沼田5階	0278(22)8609	0278(23)7206	管理課長
富岡公共職業安定所	富岡市富岡1414-14	0274(62)8609	0274(62)1932	管理課長
藤岡公共職業安定所	藤岡市上大塚368-1	0274(22)8609	0274(24)4587	管理課長
渋川公共職業安定所	渋川市1696-15	0279(22)2636	0279(23)4370	管理課長
渋川公共職業安定所中之条出張所	吾妻郡中之条町西中之条207	0279(75)2227	0279(75)5945	統括職業指導官

令和 年 月 日

令和6年度一般定期健康診断、情報機器健診、風しん抗体検査及び  
特別定期健康診断（石綿）業務に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

## 記

### 1 データの媒体等及び廃棄方法

（該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください）

- ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
- ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
- ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ —  
②データ消去
- ・ その他 ①（媒体等の種類を記載） — ②（廃棄方法を記載）  
※①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

### 2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が群馬労働局と契約した「令和6年度一般定期健康診断、情報機器健診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断(石綿)業務委託」の実施に当たりまして、群馬労働局では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので報告します。

**【周知方法】**

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

**【周知内容】**

(周知した内容を具体的に記載すること。)

令和 年 月 日

群馬労働局長 殿

受託者名 印

## 作業計画書

### 1. 作業体制

- (1) 組織体系
- (2) 連絡体制
- (3) 管理体制
- (4) 教育体制等

### 2. 設備等の状況

- (1) 作業場所の所在
- (2) 作業場所の帰属・外部認証の適用状況
- (3) 作業場所の平面図
- (4) 履行に必要な設備等の有無
- (5) セキュリティ設備等

### 3. 工程管理

- (1) スケジュール
- (2) 貸与品の引渡
- (3) 作業中の貸与品管理
- (4) 成果物（中間成果物を含む）の管理
- (5) 拠点間の移動
- (6) 品質管理
- (7) 作業終了後のデータ削除

## 作業計画書（留意事項）

### 1. 作業体制

#### （1）組織体系

※ 責任者、管理者、出張作業員等、履行のための組織体系を記載する。

#### （2）連絡体制

※ 群馬労働局担当者との窓口になる者の氏名、電話番号、メールアドレス等を明記する。

#### （3）管理体制

※ 個人情報保護管理者（プライバシーマークを取得している場合。取得していない場合は、これに相当する者）、作業工程に対応して必要な責任者、管理者を記載する。

#### （4）教育体制等

※ 秘密保持に係る従業員の教育方法、「契約に関する通報窓口」の周知方法及び時期を記載する。

### 2. 設備等の状況

#### （1）作業場所の所在

#### （2）作業場所の帰属・外部認証の適用状況

#### （3）作業場所の平面図

※ 作業場所を含む平面図を添付し、本件委託事業に使用する設備・機器（インターネットから分離された環境下にあることが必要）の所在を明記する。当該機器がLAN等に繋がっている場合はネットワーク構成図も記載する。

#### （4）履行に必要な設備等の有無

※ 本件委託業務に使用する設備・機器のメーカー、型番及び台数を記載する。

#### （5）セキュリティ設備等

※ データの保管場所における情報漏えいを防ぐための入退室管理方法の詳細を記載する。また、ウイルス対策、暗号化及びパスワード設定等のセキュリティ対策を記載する。

### 3. 工程管理

#### (1) スケジュール

※ 各工程の開始予定日及び終了予定日、作業員の投入量、進捗状況等の報告時期等を記載する。

#### (2) 貸与品の引渡

※ 特別定期健康診断（石綿）の受診者は、石綿健康診断個人票及びじん肺健康診断結果証明書を健診会場に持参するため、授受の確認方法を記載する。

#### (3) 作業中の貸与品管理

※ 盗難や紛失の防止対策等を記載する。

#### (4) 成果物（中間成果物を含む）の管理

※ 保管場所やアクセス制限のルールを記載する。

#### (5) 拠点間の移動

※ 各健診会場、受託者の作業場所、群馬労働局総務部総務課（石綿健康診断個人票等の返却先、受診結果一覧表の提出先）の間の移動時における、情報漏えいや紛失の防止対策を記載する。

#### (6) 品質管理

※ ベリファイ、エラーチェック等の実施方法を記載する。

#### (7) 作業終了後のデータ削除

※ 削除方法の詳細を記載する（乱数の複数回書き込み等）。

# 契 約 書

支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

## （業務委託の内容）

第1条 「令和6年度 一般定期健康診断、情報機器検診、風しん抗体検査及び特別定期健康診断（石綿）業務（以下「本件業務」という。）」を乙に委託し、乙は別添「仕様書」等に基づき信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

## （検査項目、料金）

第2条 本件業務の検査項目、料金は「別表」のとおりとし、単価契約とする。

2 当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

## （契約保証金）

第3条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## （契約期間）

第4条 契約期間は契約締結日から令和7年2月28日までとする。

## （契約内容）

第5条 本件業務の履行内容は、全て「仕様書」のとおりとし、履行期限、履行場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- 一 履行期限 別添「仕様書」のとおり
- 二 履行場所 別添「仕様書」のとおり
- 三 検査場所 納入場所に同じ

## （業務完了報告及び履行内容の検査）

第6条 乙は、業務が完了したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲は、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに不合格のものについて検査職員の指示の下、遅滞なく改善作業を行い、検査職員による再検査を受け、業務を完了させなければならない。

4 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

(代金の支払い)

第7条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、第2条の契約単価に数量を乗じて集計し、消費税及び地方消費税について法定の税率により算出した額を加算した金額を支出官群馬労働局長に対し請求することができる。ただし、乙は請求書を発行する際、当該請求に係る内訳書を添付しなければならない。

2 甲は、前項に規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。

3 甲が、約定期間内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。但し、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に参入しない。

4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 本件業務の給付が、甲又は乙の責任に帰さない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、第6条第2項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第9条 甲は、乙が履行した内容について第6条に規定する検査を行い合格した後において、当該履行内容が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求ことができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第二号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第一号の履行を催告することを要しないものとする。

一 甲の選択に従い、甲の指定した期間内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

二 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(履行内容の検査の遅延)

第10条 甲がその帰すべき事由により、第6条第2項の期間内に履行内容の検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引



くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第7条第3項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(履行期限の遅延)

- 第11条 甲は、乙が第5条第1項第一号の期限内に本件業務を履行完了しない場合において、遅延料を徴し延期を許可することができる。遅延料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未履行分に相当する金額に対し、年3.0%の割合で計算した額とする。
- 2 乙は、天災地変その他正当な理由により第5条第1項第一号の期限内に履行完了できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めるときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

(解除)

- 第12条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 前条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限までに履行完了しないとき。
  - 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
  - 三 乙の責に帰する事由により、完全に本契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 四 甲が行う検査監督に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
  - 五 第30条（秘密の保持）の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(解除に係る違約金)

- 第13条 乙は、前条第2項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、前条第2項第三号から第五号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- 2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約

の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の

納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第13条及び第15条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、第12条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項及び第28条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、第12条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項及び第28条の規定の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第23条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その

承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者を約定しなければならない。

#### （再委託先の変更）

第24条 乙は再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （履行体制）

第25条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

一 委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

二 事業参加者の住所の変更のみの場合

三 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

#### （損害賠償）

第26条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第12条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

#### （厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 第28条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第30条 乙は、甲より委託された本件業務を実施するにあたって知り得た情報について、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報を機密事項として管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提示及び漏洩してはならない。

- 2 乙は、本件業務における個人情報保護管理責任者を選任し、乙の役職員及び関係者(以下「役職員」という。)が個人情報を適当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供、漏洩し、または目的外利用をすることのないよう、管理監督させるものとする。また、乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざんもしくは漏洩等の危険に対して、組織的安全管理措置のほか、物理的及び技術的に合理的な安全対策を講じるものとする。
- 3 乙は、前2項の義務を乙の役職員等に周知徹底し、その在職中及び退職後においても個人情報に関する秘密保持規定の遵守を義務付けるものとする。
- 4 甲及び乙は、本件業務を実施するにあたって個人情報の授受その他個人情報の取り扱いに関する双方からの問合わせ、要求等にすみやかに対応するため、それぞれが窓口に変更が生じたときも同様とする。
- 5 乙は、電子媒体で個人情報を保管した場合において、その電子媒体を破棄または譲渡(リース等の場合における返却を含む)するときは、記録されている保有個人データを消去しなければならない。
- 6 甲は、乙の機密保持の管理状況を把握するため、事業所への立ち入り・調査を実施し、

または乙から報告を求めることができるものとする。

(紛争等の解決方法)

第31条 本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡)

第32条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(検診・検査の日程)

第33条 乙は、検査を実施する前にあらかじめ甲と検査の日程及び受診者数について協議するものとし、甲は、当該検査日までに受診者を特定するものとする。

2 乙は、甲は、前項により決定された事項に変更があった場合には、すみやかに乙にその旨を連絡するものとする。

(検診・検査結果の報告)

第34条 乙は、健診・検査終了毎に、検査受診人員及び受診検査項目について、甲または甲の指定する者の確認を受けるものとする。

(検診・検査結果の公表)

第35条 乙は、健診・検査によって得た結果について、その内容を将来にわたって甲以外の者に公表してはならない。ただし、受診者本人が、甲の承認を得て自己の検診・検査結果について公表を求めた場合は、この限りではない。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条第3項、第9条、第12条第2項、第13条、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町2-3-1  
支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 塩月 英治

乙 住所  
受託者



(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名

履行体制図変更届出書

契約書第〇〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

(別紙1)

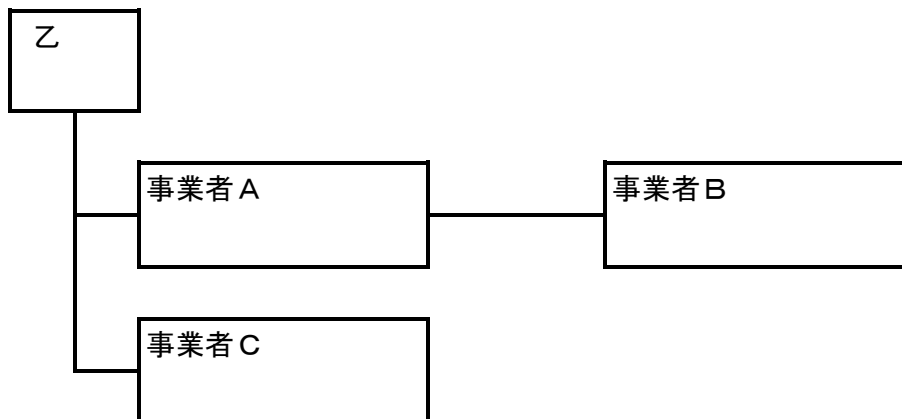
### 履行体制図

#### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

#### 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



## 別表

検 査 項 目	単 価 (税 抜)
(1) 一般定期健康診断	
① 既往歴及び業務歴の調査 (服薬・喫煙に係る質問票を含む)	円
② 身長・体重・視力・腹囲及び聴力検査並び に肥満度 (BMI) 測定	円
③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	円
④ 胸部エックス線検査 (デジタル撮影)	円
⑤ 血圧の測定	円
⑥ 血糖検査 (HbA1c)	円
⑦ 尿検査 (糖)	円
⑧ 尿検査 (蛋白)	円
⑨ 心電図検査	円
⑩ 血中脂質検査 (HDLコレステロール・L DLコレステロール・中性脂肪)	円
⑪ 貧血検査	円
⑫ 肝機能検査 (GOT・GPT・r-GTP)	円
⑬ 便潜血検査	円
⑭ 喀痰細胞診	円
⑮ 胃部エックス線検査	円
⑯ 尿検査 (潜血)	円
⑰ 貧血検査 (白血球・ヘマトクリット)	円
⑱ 貧血検査 (血小板)	円
⑲ 肝機能検査 (ALP)	円
⑳ 血糖検査 (空腹時血糖または随時血糖)	円
㉑ 血清クレアチニン検査 (eGFR)	円
㉒ 尿酸検査 (UA)	円

<b>(2) 情報機器検診</b>		
②③	業務歴・既往歴及び自覚症状・他覚症状、視力、筋骨格系に関する検査	円
<b>(3) 風しん抗体検査</b>		
②④	上記(1) 一般定期健康診断受診者である者	円
②⑤	風しん抗体検査のみを行う者	円
<b>(4) 特別定期健康診断 (石綿)</b>		
②⑥	問診・胸部エックス線検査 (直接撮影)	円